

暴風警報,特別警報発令に伴う始業時間について

1. 「暴風警報, 特別警報」が大阪市、東大阪市、八尾市のいずれかに発令された場合は、以下のように措置する。
 - ① 午前6時30分までに解除された場合は、通常の始業時刻で授業を行う。
 - ② 午前6時30分以降午前9時までに解除された場合は、第3限より授業を行う。
 - ③ 午前9時以降午前10時までに解除された場合は、第4限より授業を行う。
 - ④ 午前10時以降午前11時までに解除された場合は、第5限より授業を行う。
 - ⑤ 午前11時以降も解除されない場合は、臨時休業とする。
2. 生徒の居住地域に「暴風警報, 特別警報」が発令された場合は、当該生徒は自宅待機とし、2-①～⑤に準ずる。